

# 三股町特別職報酬等審議会答申書

## 1 はじめに

三股町特別職報酬等審議会は、平成 28 年 11 月 18 日、三股町長から三股町特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき設置され、以下の項目について検討するよう諮問を受けた。

- (1) 町長、副町長及び教育長の給料の額について
- (2) 町議会議員の報酬等の額について
- (3) 各種審議会委員など非常勤特別職の報酬等の額について

## 2 会議運営等について

この諮問を受け、平成 28 年 11 月 18 日、11 月 29 日、12 月 22 日及び平成 29 年 1 月 31 日の 4 回にわたり審議会を開催した。

本町の特別職の給料及び報酬の額は、平成 6 年度に現行に改定されて以来、現在に至るまで据え置きとなっている。(ただし、町三役については、平成 15 年度に 1.86%減額され、現行額となっている。)また、国主導による市町村合併が推進されたが、自立を選択し、役場の組織・機構の見直し、町議会議員・農業委員の定数削減、収入役の未設置、町長・副町長・教育長の報酬削減、職員の定数削減等、抜本的な行政改革を実施し、現在も平成 26 年度策定の「第六次 三股町行政改革大綱」に基づき町税等徴収対策の強化、ふるさと納税の推進、公有財産の計画的処分、町有施設の長寿命化計画の策定等、時代に即した行政運営に取り組んでいる。

本審議会は、このような情勢や諮問の趣旨を十分に認識した上で、本町の財政状況、県内市町村の状況、本町と人口規模や産業構造が類似している県内外町村の状況、議員の活動状況などの資料に基づき、積極的な意見交換を行い、厳正、公正、中立の立場から慎重に審議を行った。

## 3 審議結果及び意見について

県内経済は緩やかに持ち直し、緩やかな回復傾向にある中、町三役や議会議員、その他特別職の報酬等について、さまざまな意見が交わされたところであるが、平成 6 年度以来 22 年間にわたり据え置かれていること、また類似団体等と比較した場合、その差が拡大していること、そして行政改革に伴い、自ら、委員の定数削減や給料の削減等を行っていること、さらに新たな農業委員会制度の改正により委員の責任が増してくること、各種委員にも有能な人材を確保していく必要があること、などを考慮し、類似

団体等の水準まで引き上げることが念頭に、次のとおり改定することが適当であるとの結論に達した。

(1) 町長、副町長及び教育長の給料の額について

区 分	現行額	引上額	改定額	改定率
町 長	724,000 円	36,000 円	760,000 円	4.97
副町長	583,000 円	29,000 円	612,000 円	4.97
教育長	555,000 円	27,000 円	582,000 円	4.86

(2) 町議会議員の報酬の額等について

区 分	現行額	引上額	改定額	改定率
議 長	296,000 円	29,000 円	325,000 円	9.80
副議長	237,000 円	23,000 円	260,000 円	9.70
委員長	222,000 円	22,000 円	244,000 円	9.91
議 員	215,000 円	21,000 円	236,000 円	9.77

(3) 各種審議会委員など非常勤特別職の報酬の額等について

①年額で定められている非常勤特別職

	区 分	現行額	引上額	改定額	改定率
農業委員会	会 長	440,000 円	181,000 円	621,000 円	41.14
	副会長	401,000 円	74,000 円	475,000 円	18.45
	委 員	370,000 円	71,000 円	441,000 円	19.19
教育委員会	委 員	233,000 円	163,000 円	396,000 円	69.96
監査委員	代 表	579,000 円	225,000 円	804,000 円	38.86
	議 会	388,000 円	238,000 円	626,000 円	61.34
選挙管理委員会	委員長	174,000 円	61,000 円	235,000 円	35.06
	委 員	130,000 円	39,000 円	169,000 円	30.00

※ なお、農地利用最適化推進員の報酬の額については、農業委員会委員と同額とする。

②日額で定められている非常勤特別職

区 分	現行額	引上額	改定額	改定率
委員長	4,800 円	900 円	5,700 円	18.75
委 員	4,700 円	900 円	5,600 円	19.15

4 付帯意見について

特別職の報酬等については、上記のとおり答申するが、報酬等については、類似団体等との均衡を図る必要があり、常にその水準を検討すべき事案と考えられるので、定期的あるいは適時に当審議会を開催し、引き続き検討することを要望する。

平成 29 年 2 月 23 日

三股町特別職報酬等審議会

会長 西山 繁敏

委員 春日 由美

委員 曾我部 茂

委員 森 秋生

委員 黒木 兼一郎

委員 和田 建一郎